

外務省 各府省からの第2次回答

提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上等、行政の効率化等)	模範法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
管理番号	区分	分野									団体名	支援事例	
109	目 地方に対する規制緩和	その他	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事例に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第116条の規定は、歳入歳出外現金において、地方公共団体等から私人への徴収又は収納の委託を認めていないところ。旅券発給等事例に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関連する施行令等)の改正を求める。	旅券法に基づく旅券発給等の事例について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。 同事例を市町村にて執行する場合、旅券法第29条第2項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成30年9月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成30年10月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。 また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事例については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。 しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその徴収が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法243条及び同法施行令第116条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済) その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは難航し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。 また、国が定める「新米利収運営費と米麦の基本方針2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全面展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口業務の促進の妨げとなりかねない。	事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。 また、窓口業務の民間委託が促進される。	・地方自治法243条 ・地方自治法施行令第159条 ・旅券法第20条	総務省、外務省	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、岡山市、横浜	—	—	○本市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。 【総務省】 本件提案に関しては、各例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事例に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事例について市町村が私人に委託することは執行可能となり可能となっている。 なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考ええる。 【外務省】 本件提案に関しては、各例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事例に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事例について市町村が私人に委託することは執行可能となり可能となっている。 なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考ええる。 また、旅券法第29条第2項は、都道府県は、各例で定めることにより都道府県の手数料を徴収することができる」と規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の部分の申請する者から都道府県が徴収する都道府県の手数料の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を定めていないところ。一部の都道府県において、当該都道府県知事の特権に属する一般旅客に関する事務の一部を、各例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して権限移譲を認めることを前提として、当該市町村が行う業務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の趣意を超越しており、困難である。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
109	○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、」との御回答について、 旅券の作成事務は、所において主幹的責任をもって確実に執行すべきものと考えであり、府が旅券事務手数料を徴収し実施している。そのため、市町村に旅券発給の全ての事務権限を移譲し、各市町村からの委託を受けて府が旅券作成を行うことは適当とは言えない。 ○本件に係る旅券は、歳入歳出外現金といえ、市町村窓口における収納方法は手数料等と変わらず、公正な公金の取扱い及び経済性は既に私人委託認められている費目と相違ないことから、旅券発給事務に係るものに限定することも含め、関連法令の改正など必要な措置をご検討いただきたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の要綱に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所各府県からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 旅券法及び同法施行令では、旅券発給に関する事務手続を定めており、都道府県知事を申請の受理、旅券の作成及び交付等の主体として位置付けている。平成16年の旅券法改正により、これらの事務の一部を条例で市町村に再委託することが可能となり、現在、全国的に普及・定着している。さらに、市町村によっては窓口業務を民間委託することで業務改革を積極的に図っているところ。 このように、旅券法令では都道府県知事の事務を規定しつつも、実態として市町村及び私人まで事務手続の主体が拡大・定着していることから、旅券法令において、市町村の委託を受けた民間事業者が都道府県手数料の徴収事務に關与させるとも違和感はないと思われる。 引き続き、地方の健診及び住民サービスの拡充という平成16年の旅券法改正の趣旨、地方行政サービスの民間委託の拡充の政府方針に沿った運用が可能となるよう、旅券法関係法令において必要な措置を行うべきではないか。 ○本件に係る旅券は、歳入歳出外現金といえ、市町村窓口における収納方法は通常の手数料と変わらず、公正な公金の取扱いは既に私人へ委託されている費目と同様に担保されると思われる。 よって、旅券発給事務に係るものに限定して、私人が歳入歳出外現金についても取り扱えるよう、地方自治法関連法令の改正など必要な措置を行うべきではないか。		【総務省】 市町村が自らの歳入ではなく「歳入歳出外現金」(ここでは旅券手数料)の徴収事務を私人に委託することとした場合、当該徴収事務に係る事故(委託先の倒産、持ち逃げ等)が発生した場合に誰が管理責任を負うのかなど、整理すべき課題が多いことから、第1次回答において各府県による事務分担の枠組により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料については、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合は、当該手数料の徴収は旅券事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている旨回答した。また、第1次回答を踏まえた提案団体からの見解があるように、市町村に事務権限を移譲している事項に係る手数料は全て府手数料として徴収必要があるのであれば、府の府庁である以上、市町村に歳入歳出外現金として徴収・管理させるのではなく、府自らが私人へ委託することにより適切に公金を管理すべきと考え。 【外務省】 都道府県の旅券手数料は、旅券の発給申請に係る受理・審査・作成・交付等の事務を行っている旅券事務府の人員や事務府の維持運営費等の確保を目的とし、旅券法施行令で定める額を標準として都道府県が条例で定めることとしている。また、全市町村に対し再委託を行っている都道府県もあれば、一部の市町村にのみ再委託を行っている都道府県もあること、さらに再委託を行っている市町村においてものみ委託を行っているところや、市町村に加入都道府県でも委託を行っているところもあり、都道府県と市町村との間の事務分担は各都道府県で異なっているのが実情であると認識していることから、再委託を行っている場合、必ずしも「旅券交付に係るほとんどの負担は都道府県が負っている」とまではいえないと考える。 これまでに説明したとおり、市町村による旅券に関する事務処理は、旅券法に基づくものではなく、地方自治法の規定に基づき実施されているものである。現在、35都道府県において、その全部又は一部の市町村に対し、旅券事務に關する再委託を行っており、そのうち、都道府県継続を廃止し、現金によって都道府県の旅券手数料を徴収しているのは東京都と広島県のみである。そして、東京都は再委託している高しよ9町村において、都が委託している私人が都手数料を徴収していると発表している。 以上の状況にかんがみれば、大蔵府が条例で定める手数料を市町村に歳入歳出外現金として徴収・管理すべきことを目的として、旅券法関係法令において何らかの措置を講ずることは適当ではないと考え。